# 第１章　計画策定にあたって

## １　計画策定の背景と趣旨

全国では、少子化・核家族化の進行や地域社会における繋がりの希薄化が進み、女性の社会進出に伴う共働き世帯が増加しており、さらには子育てに不安や孤立感を抱いている親の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口減少社会が本格化するなか、保育における待機児童の問題や、増加する児童虐待の問題など、子どもを生み育てるためのサポートが強く求められており、国と地域を挙げて子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築し、総合的に推進することが必要となっています。

こうしたなか、平成 24 年８月に「子ども･子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が公布され、平成 27 年度から５年を一期とする、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保など、国の基本指針に基づき、地域に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。

また、全てのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和５年４月に施行され、司令塔の役割としてこども家庭庁が創設されました。

根室市では「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」を基本理念とした「根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長することができる環境確保のため、子ども及びその保護者に必要な支援と質の高い幼児期の教育・保育の提供など、子ども・子育て支援を推進してまいりました。

今後においても、継続的かつ計画的に施策を推進するため「第３期根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目のない子ども子育て支援施策を推進してまいります。

## ２　計画の位置付け

「根室市子ども・子育て支援事業計画」は、「根室市次世代育成支援対策行動計画」での関連・共通する施策の目標等について継続して取り組み、また母子保健分野も踏襲し、地域環境や多様化するニーズに即した地域子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村計画として位置付けます。

## ３　計画の期間

この計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

令和 11 年度には、５年間の取り組みについて総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

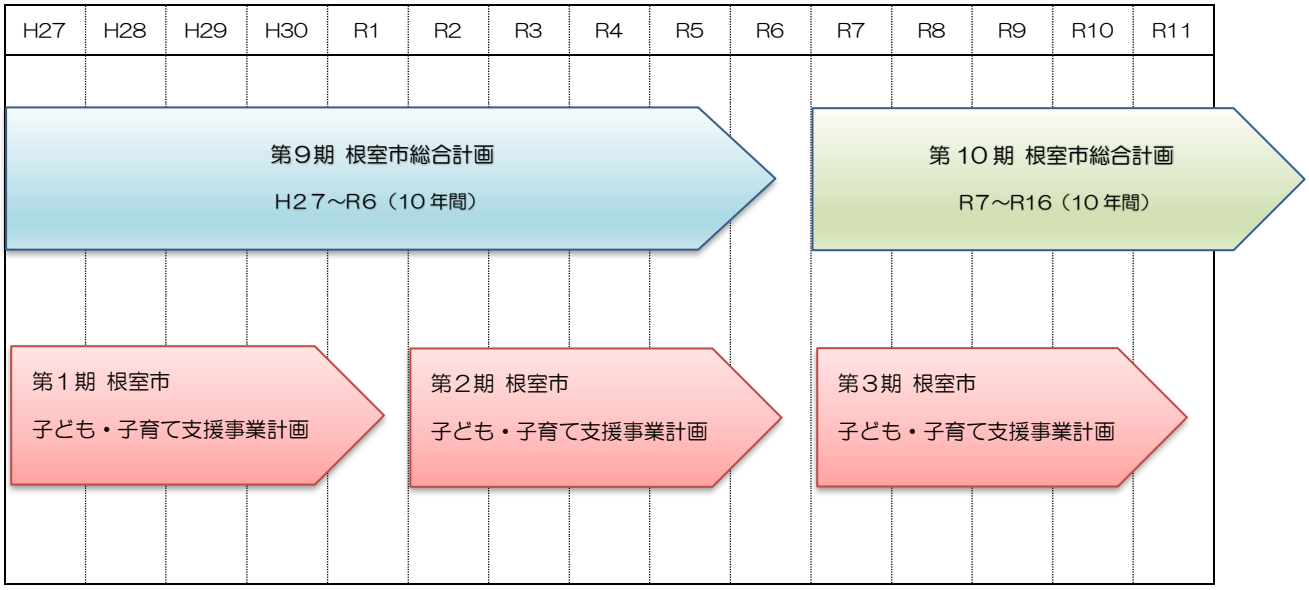


## ４　こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

## ５　ＳＤＧｓの取り組みについて

2015 年９月、国連で 150 を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）」が掲げられました。

国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、地方自治体には SDGs 達成に向けた取組の推進を求めています。

本計画の上位計画である根室市総合計画においても、SDGs の原則に基づき、地域社会の課題に対応し、全ての市民がより良い生活を享受できるようにすることを目指すこととしていることから、本計画においても関連すると考えられる SDGs の目標を抽出し、下表に示します。

■本計画で関連すると考えられる SDGs の目標

| 子ども・子育て支援事業計画関連目標 | | |
|---|---|---|
| 貧困をなくそう | すべての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに |
| ジェンダー平等を実現しよう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを |
| 平和と公正をすべての人に | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS | |